

2017年9月20日

みずほ証券株式会社

**平成29年台風第18号による被災者のみなさまに対する  
ご対応について**

このたびの平成29年台風第18号により被害を受けられたみなさまに心より  
お見舞い申し上げます。

みずほ証券株式会社（取締役社長：坂井 辰史）は、被災者の方々や被災地の  
救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村（注）にお住まいの  
お客さまに対し、ご本人確認が出来ることを前提に柔軟に対応いたします。

- ・みずほ証券カードや届出印等を紛失されたお客さまに対する可能な限りの便宜  
措置
- ・お預り有価証券の売却・解約代金の受渡日以前のお支払いの申出があった  
場合の可能な限りの便宜措置

（注）災害救助法適用市町村 大分県佐伯市、津久見市内

※ 上記対象地域以外においても災害救助法が指定された場合には同様の対応を  
行います。

お問い合わせ

みずほ証券コールセンター

 **0120-324-390**

以 上